

# 衆議院経済産業委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 6 月 12 日（金）、第 16 回の委員会が開かれました。

## 1 割賦販売法の一部を改正する法律案（内閣提出第 39 号）（参議院送付）

- ・ 梶山経済産業大臣、中野経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・ 採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

（賛成一自民、立国社、公明、共産、維新）

- ・ 武藤容治君外 4 名（自民、立国社、公明、共産、維新）から提出された附帯決議案について、山岡達丸君（立国社）から趣旨説明を聴取しました。

- ・ 採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。

（賛成一自民、立国社、公明、共産、維新）

（質疑者） 鰐淵洋子君（公明）、大串博志君（立国社）、斉木武志君（立国社）、山崎誠君（立国社）、笠井亮君（共産）、川内博史君（立国社）、足立康史君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 鰐淵洋子君（公明）

#### （1） 持続化給付金関係

- ア 給付の遅れ及び不透明な委託構造に関する国民からの批判に対する政府の取組
- イ 持続化給付金の担当部局である中小企業庁長官と事業の執行業者の理事との関係

#### （2） 割賦販売法改正関係

- ア 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による新しい生活様式のもと、キャッシュレス決済やECサイト活用が広がる中で本改正案が果たす役割
- イ キャッシュレス推進に当たり、小規模事業者において深刻である入金までのタイムラグ及び手数料負担という課題に対する経済産業省の取組
- ウ 少額分割後払いサービスを提供する事業者に対する登録制度を創設する必要性、同制度の内容及び消費者保護に関する見解

### 大串博志君（立国社）

#### （1） 前田中小企業庁長官の米国出張に係る報道関係

- ア 2017 年 3 月 8 日から 14 日までの間に開かれたパーティーの頻度、規模及び費用負担
- イ パーティー参加者の属性
- ウ 上記宿泊期間についての領収書の有無
- エ 2019 年の出張について公務とすることの妥当性
- オ 事業者とのパーティーを開催したことについて梶山経済産業大臣の見解
- カ 梶山経済産業大臣が前田中小企業庁長官から直接事情を聴取していない理由
- キ 2018 年及び 2019 年のパーティーへの平川氏の同席の有無
- ク 平川氏との会食の有無及びその際の精算方法

#### （2） 一般社団法人サービスデザイン推進協議会（以下「協議会」という。）への持続化給付金事業委託関係

- ア 協議会の設立直前における平川氏との接触の有無
- イ 持続化給付金事業の公示直前の前田中小企業庁長官の協議会又は平川氏との接触の有無、中小企業庁の接触経緯及び協議の内容
- ウ デロイトトーマツから提出された提案書のページ数
- エ デロイトトーマツ及び協議会から提案書が提出された日付及びヒアリングの有無

- オ 提案書提出の翌日に事業者が決定されたことに対する疑念
- カ 株式会社電通（以下「電通」という。）から内閣官房に4名の出向者がいることについて梶山経済産業大臣の見解
- キ 政府からの委託事業を実施している協議会が説明責任を果たしておらず無責任であるという意見に対する梶山経済産業大臣の見解

#### 齊木武志君（立国社）

協議会への持続化給付金事業委託関係

- ア 入札資格がC等級の協議会が巨額案件に参加したことの妥当性
- イ 迅速・確実な事業実施のためにはA等級の事業者が落札すべきとの考えに対する梶山経済産業大臣の見解
- ウ A等級の電通への再委託を想定して協議会の落札を容認したのではないかとの疑念
- エ 商工会・商工会議所への委託を検討すべきだったのではないかとの意見に対する経済産業省の見解
- オ 信頼性・透明性確保及びコスト削減の観点から電通が直接落札することの妥当性
- カ 決算公告を開示していない協議会が落札したことの是非及び入札に当たって行われた財務審査の概要
- キ 協議会を介在することにより事務局賃料に係る経費が過大になっているのではないかとの疑念及び当該賃貸借契約を明示する必要性
- ク 前田中小企業庁長官の2017年米国出張において事業者からの物品贈与があったかの確認及び当該事案が公務員倫理規程に違反する可能性
- ケ 電通から内閣官房への出向者に係る給与の支払い主体の確認及び当該出向に対する梶山経済産業大臣の見解
- コ 事業承継補助金事業の入札に際して、事業承継支援に長けた全国商工会連合会ではなく協議会が落札した経緯

#### 山崎誠君（立国社）

協議会への持続化給付金事業委託関係

- ア 再々委託先及び外注先の事業者も含めた履行体制図の確認及び当該資料が提出された時期
- イ 個人情報等取扱業務の再委託に係る書類に記載する履行体制図に準じた体制図が事業開始前に提出されていなかったことの確認
- ウ イに対する情報セキュリティ管理の観点からの梶山経済産業大臣の見解
- エ 情報取扱者名簿及び情報管理体制図に再々委託先・外注先の事業者が含まれるかの確認及び申請サポート会場等の現場において保護すべき情報を取扱う者も記載する必要性
- オ 第2次補正予算における持続化給付金事業の委託先・選定方法の見通し及び予算額積算の妥当性
- カ 入札に係る審査書類が黒塗りで提出された理由及び今後開示する必要性

#### 笠井亮君（共産）

- (1) 幾度も要求しており既に入手している議員もいる協議会の実施計画書を含む契約資料が未だに当事務所に提出されていない理由
- (2) 前田中小企業庁長官の米国出張に係る報道関係
  - ア 2014年7月以降の前田中小企業庁長官の経済産業省における役職、2016年5月16日の協議会設立及び同日のおもてなし認証事業受託についての事実関係

- イ 公務出張において報道にある「前田ハウス」参加要領のようなことを行う適正性について梶山経済産業大臣の所感
  - ウ 当該公務出張中の平川氏との意見交換の内容及び記録の提出要求
  - エ 公務出張と私的を混交した「前田ハウス」が国家公務員倫理法の趣旨に反することについて梶山経済産業大臣の見解
  - オ 梶山経済産業大臣が前田中小企業庁長官から直接説明聴取をする必要性
  - カ 前田大臣官房審議官の 2017 年米国への出張報告書及び平川氏との意見交換の記録の経済産業委員会への提出要求
- (3) 持続化給付金関係
- ア 協議会の企画提案書による支給システムが迅速性において不備がある点について梶山経済産業大臣の見解
  - イ 多重外注されていることから制度改善が徹底しないことについて梶山経済産業大臣の見解
  - ウ 持続化給付金事業について商工会・商工会議所との事前打合せなく委託入札したことの妥当性
  - エ 不動産所得で確定申告している個人事業主が給付金支給対象になっていない理由
  - オ 不動産所得として申告すべき建物の貸し付け基準が所得税法基本通達 26 の 9 など不明確なものであることを踏まえ事業性を確認した上で給付金支給対象に含める必要性
- (4) 割賦販売法の一部を改正する法律案についてインターネット通販の定期購入に関して関係省庁と連携し対応する必要性

#### 川内博史君（立国社）

- (1) 協議会への持続化給付金事業委託問題関係
- ア 過去 10 年間に経済産業省・中小企業庁の予算事業を受託し電通に再委託等を行った一般社団法人の資料提出要求
  - イ GO TO キャンペーン事業について協議会の初代表理事が理事をつとめる一般社団法人環境共創イニシアチブと政府の事前接触の有無
  - ウ 協議会と外注先・再委託先との間の見積書や契約書を経済産業省が保有していないことを踏まえ（再委託先の）電通が子会社等への外注費に管理費を上乗せすることの妥当性について梶山経済産業大臣の見解
  - エ 経済産業省入札心得第 20 条（入札情報の公表）に入札者全員の氏名「等」を公表するものとしていた趣旨及び持続化給付金事業における公表すべき事項が氏名のみであることの整合性
  - オ 入札心得に基づき入札者全員（デロイトトーマツ）の落札価格や技術点等を公表する意向の有無
- (2) 前田中小企業庁長官の米国出張に係る報道関係
- ア 前田中小企業庁長官が米国出張時に利用したシェアハウスの名称が「前田ハウス」であることについて当事者の所感
  - イ 前田中小企業庁長官が前田ハウス宿泊代金及び懇親会費用を負担した記録を明示する必要性
  - ウ 前田中小企業庁長官に懇親会の幹事を紹介した部下及び 2017 年の米国出張時に同行した部下の役職等
  - エ 2017 年の米国出張時に同行した商務情報政策局サービス政策課長と協議会の平川氏との接点
  - オ 具体的証拠を精査した上で関係法令に基づき国家公務員倫理審査会に端緒の報告をする必要性
  - カ 「自己の」飲食費用が 1 万円を超える場合のみならず）パーティー会費 1 万円以上の場合に経済産業省として倫理監督官への届出を義務付ける必要性について梶山経済産業大臣の所感

#### 足立康史君（維新）

持続化給付金関係

- ア （経済産業省から事業を委託された協議会と再委託先との差額は振込手数料であることから）法人向け振込手数料が高額になる理由について金融庁の見解
- イ 入札公告に先立ち政府が応札予定者から市場調査するサウンディング調査の制度化及び透明性・公正性の観点から聴取した事業者名・内容について公開する必要性